

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会は4月28日、「社会保障・税番号要綱」を発表した。この中で「第三者機関」の設置に関する方向性が示され、注目されている。

あまり知られていないが、日本と欧州連合(EU)構成国との間には目に見えない経済障壁が存在する。1995年に採択されたEUデータ保護指令では、プライバシーに関する「十分なレベルの保護」を行っていない第三国への個人データの移転を原則として禁止している。現在、日本はEUによって「十分なレベルの保護」を行っていない国とはみなされておらず、原

則としてEU構成国から日本に個人データを送信できない。

たとえば、日本企業がEU構成国の企業を買収した場合、原則として買収先企業の従業員の人事データや消費者等のデータ



国際的に自由な情報流通のために

を日本の本社に送信することができない。買収した企業の管理を行うことができず、単に財務諸表に売上利益を連結するにとどまる。これでは、グローバルに活動する企業の事業活動を阻害していることになる。

EUデータ保護指令における保護の十分性の要件のひとつに、公的部門および民間部門の双方を対象とする監視機関の「独立性」がある。現在検討されている日本の第三者機関は「独立性」を充足しているのだ

「インフォメーション・コミッション」制度」は独立した法執行機関として300人を超えるスタッフを独自に採用し、官民双方の監視を行うとともに、国民への情報提供などを行っている。

ろうか。要綱では「内閣総理大臣の下」に、「(国家行政組織法)三条委員会等の設置形態を検討」とされており、官民双方の監視を行うための独立性に配慮している。

EU構成国は独立監視機関を設置している。たとえば英国の「インフォメーション・コミッション」は独立した法執行機関として300人を超えるスタッフを独自に採用し、官民双方の監視を行うとともに、国民への情報提供などを行っている。

人事権を握っている出身行政機関に対して遠慮なく違法性を指摘することができるところか。また、このような専門性の高い分野では、長期にわたって当該業務に従事しなければ、国際的な交渉の場で十分な力を発揮できないであろう。

社会保障・税に関わる番号制度は本年6月に大綱が、本年秋以降に法案が発表される予定である。EU構成国との自由な情報流通の確保は国益にとって重要である。第三者機関の「独立性」が確保されているかどうか、強い関心を持って見守りたい。(高野一彦・関西大学社会安全学部准教授)